

企業価値担保権における各債権者の法的位置付け

弁護士法人中央総合法律事務所 弁護士 富川 諒

はじめに

2026年5月25日、「事業性融資の推進等に関する法律」(以下、「推進法」といい、括弧内における条文番号は同法のもの指す)が施行された。企業価値担保権の趣旨・制度や実務上の留意点についてはすでに多くの解説が公表されているものの、企業価値担保権者以外の貸し手視点での解説は多くはないように思われる。

そこで、本稿では、企業価値担保権者に優先・劣後する担保権者および無担保債権者の法的位置付けを整理したうえで、実

務上の留意点について解説する。

なお、本稿の意見にわたる部分については、筆者の個人的見解である。

一 法的位置付け

1 優先担保権者

(1) 定義

「優先担保権者」とは「優先担保権を有する者」をいい(70条9項)、「優先担保権」とは、「実行手続開始当時債務者の財産につき存する担保権のうち申立人の企業価値担保権に優先するも

のであって、重複担保権に該当しないもの」をいう(同条8項)。

具体的には、企業価値担保権設定登記前に登記を具備した不動産担保権者等が該当する(注1)。

(2) 優先担保権実行時の取扱い

担保目的財産に対する強制執行等が債務者の事業の継続に支障を来す場合には、企業価値担保権者から異議を主張される可能性がある(19条1項)。この点、優先担保権の実行に対しても同様に異議を主張し得るかは必ずしも明らかではない。

他の債権者による強制執行等による事業解体を防止する点に

あるところ、金融審議会では、

「担保目的財産に対して強制執行または劣後する担保権の実行(以下、「強制執行等」という)がされた場合」の対応策として議論されていた(注2)。後述

のとおり、企業価値担保権の実行手続が開始したとしても優先担保権者は担保権実行について制約を受けないこととの平仄も踏まえると、優先担保権の実行に対しては異議を主張することができないとの整理もあり得たと考えられる。

もっとも、法の文言上、異議の対象について優先・劣後で区別をしていない。したがって、優先担保権の実行に対しても企

論 考

「Bank index」で測る金融機関の企業支援力 ——事業性融資における金融仲介機能の評価

株式会社データ・ループ代表取締役 吉原 清嗣

はじめに

筆者は事業者支援を「地域金融機関が担当顧客と連帯して、顧客の単独の力では到達できなかった目標点に、地域金融機関の支援によってたどり着けた時に、支援能力があり支援ができたといえる」と定義している。

2025年12月、金融庁より「地域金融力強化プラン」が公表された。その中には「地域金融の地域経済に貢献する力（＝「地域金融力」）」と記載されている。金融機関が企業を支援する力を構成する要素として資金提供が存在するのは自明である

が、これだけでは不十分であり、担当企業群（個社ではなく、サプライチェーンなどの地域経済を構成する企業群）の経営に資するアドバイスや支援が求められているといってもよいであろう。

改めて同プランを見ると、地域経済に貢献する力の発揮について記載されているが、筆者は、金融機関は、地域経済への貢献に先立ち、担当企業群への貢献がその手前にある取り組みべき指標になると捉えている。そして、支援（貢献）の成果を、顧客企業の経営指標の改善として捉えることによって、その貢献

の数値化＝評価に向けた扉が開かれる。

とはいえ、名目上の経営指標が上向いたことに注目しすぎるのは避けるべきであろう。それは、先般のコロナ禍前後で、外部環境の影響によってすべてが好転することも悪化することもあるという経験からいえることである。表層的な指標のみを基準に「支援ができた、できていない」と評するのは誤りである。

加えて、この支援（貢献）の度合いを利用者（顧客企業）にわかりやすく説明することに注力すると「自金融機関の顧客群は地域に存在するその他の企業

群と比較して良くなっている」という説明が必要となる。さらに、支援できているか否かをわかりやすく示さなければならぬ。カウンタートパートは、利用者である地域の企業群である。これを客観的に示すことができれば、前掲の「地域金融力」は、国家の願いや金融機関の思い込みが絡み合い、原始的なスロウガンにとどまってしまいかねない。

いうまでもないが、アンケートで正確な答えを導くのは至難の業である。かつて、研究者サイドも、金融機関自身も、当局も、利用者に直接的にこのよう

譲渡制限特約付債権の担保活用と中小企業金融（下） 法改正等を踏まえた担保活用にに向けて

経済法令研究会講師 高橋 恒夫



二 現在ならびに将来発生 する集合債権担保と譲渡 制限特約付債権の活用

金融機関の融資先（法人）に対する貸出債権等を担保するために、融資先の販売先に対する現在ならびに将来発生する売掛金債権等（集合債権）を譲渡担保として取得する場合、動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律に基づき登記によって、債務者以外の第三者に対する對抗要件は備えることができる。ただし、譲渡債権の債務者（融資先の販売先）に対する對抗要件具備の

手続（債務者に対する通知または承諾）は、融資先の信用不安を招くおそれがあるため通常は行われない。

また、担保取得した売掛金債権の支払期日が到来した場合、事情を知らない販売先が融資先に支払うと担保財産が減少するが、継続的に発生する売掛金債権が新たな譲渡担保となるため、金融機関には一定の金額の売掛金債権が譲渡担保として恒常的に残存する。

例えば、ある融資先の販売先に対する売掛金回収条件が15日締め翌月末支払の場合、最短の売掛期間は45日、最長は約75日

で平均売掛期間は60日（2カ月）となり、月商が1億円であれば2カ月分2億円相当の売掛金債権が担保残高として恒常的に残存する。

もし、この融資先が経営破綻した場合、譲渡担保権者である金融機関は、譲渡債権の債務者（融資先の販売先）に対して登記事項証明書を交付して債権譲渡の通知を行い、債務者に対する對抗要件を備えるが、これにより当該通知の時点で残存する支払期日未到来の売掛金債権（前記事例であれば2億円程度）は、債務者その他の債権者等の第三者に優先して当該債権を取

り立てることができる。

しかしながら、譲渡債権のうち譲渡制限特約が付された債権は、支払拒否リスクがあるとして担保不適格とする見解があり、担保活用がなされない状況となっている。

しかし、筆者は、支払拒否リスクはごく限られた局面で発生する可能性があるかもしれない程度のものであり、金融機関は、中小企業金融の円滑化のため、そのリスクを容認して、譲渡制限特約付債権をA・B・Lや企業価値担保権等の中小企業等を生かす担保として活用する責務を負っていると考えている。